

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定／トピックス

中央会の主な事業等活動予定（2月）

P.4 特集 ～経営のヒント～

「ビジネスと人権」の中小企業への影響とリスク

P.6 全国先進組合事例

共同製材で省力化・効率化やコスト減、雇用創出を実現（もりのめぐみ協同組合）

P.7 組合Q&A

脱退組合員への賦課金請求について 他

P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例：株式会社尾崎製作所（富津市）

P.10 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（12月期）

P.12 中央会だより

県内商工3団体、中小企業への支援など千葉県知事に要望 他

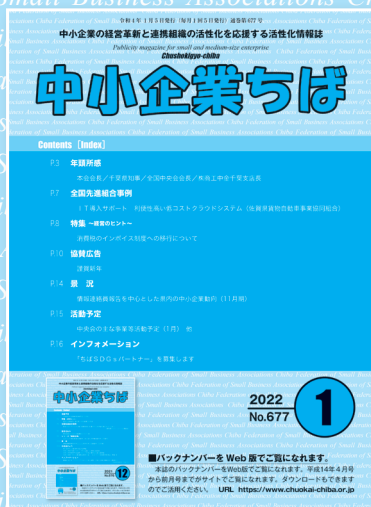
P.13 インフォメーション

中小企業事業主の皆様へ

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

はじめませんか、帳簿書類の電子化！

令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント



2022
No.678

2

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定 (2月)

令和4年1月11日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
2/4・18	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県火災共済協同組合	経営支援部
2/18	金	組合後継者等育成事業 (組合士交流会) 対象：千葉県中小企業組合士会	
2/22	火	連携組織活性化研究会 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部
2/26	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県自動車整備商工組合	
2/28	月	連携組織活性化研究会 対象：幕張ベイタウン商店街振興組合	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
2/18	金	ふさの国商い倶楽部 幹事会・総会及び講習会	商業連携支援部
■ 団体支援事業			
2/9	水	令和3年度商業四団体合同新春講演会	商業連携支援部
2/24	木	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：柏市商店会連合会	
2/25	金	千葉県異業種交流融合化協議会 広域交流会	工業連携支援部
2/28	月	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第15回通常総会	経営支援部

ワクチン
検査パッケージ
千葉県

飲食店等を営む事業者の皆様へ

適用店舗の 事前登録について

飲食店等の入店時に、利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認する「ワクチン・検査パッケージ」を適用することにより、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等において課される行動制限が緩和されます。

■ 対象店舗

- 「千葉県飲食店感染防止対策認定事業認定店」(認定店)
- 「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」(確認店)
- 食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店

■ 実施事項

「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店においては、今後、緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置区域に指定された場合や、感染拡大の傾向が見られる場合に、下記の事項を実施してください。

飲食店に5人以上で来店されたお客様について、入店時に以下のいずれかを確認してください。

- ワクチン接種証明
- PCR等検査の陰性の結果通知等

身分証明書等により、本人確認を行ってください。

「ワクチン・検査パッケージ」制度の
詳細はこちら (内閣府のサイト)
<https://corona.go.jp/package/>

飲食店等の登録について：
千葉県ワクチン・検査パッケージ飲食店登録事務局
050-3358-6537
(12/13月)~12/28(火)までは平日9時~18時、1/4(火)以降は平日10時~18時、土日祝日・年末年始除く

登録申請 ~ 「ワクチン・検査パッケージ」 適用までの流れ

登録申請書の提出

申請方法 受付開始：令和3年12月13日(月)午前9時
原則、電子申請により受付します。(郵送申請も可)
電子申請 【URL】 <https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp/vaccination>
【宛先】 〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町18-10
千葉第一生命ビル3階
※申請書様式は千葉県HPに掲載。 電子申請

ステッカーの掲示

- ・登録後、登録が完了した旨の通知及びステッカーをダウンロードするリンクをメールで送付します。
- ・ステッカーについては、ダウンロードの上、店舗の外から見える位置に掲示してください。
- ※行動制限がかかっている場合のみ掲示。
- ・千葉県HPにて「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店として公表します。

留意事項

- ・緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置区域、感染拡大の傾向が見られる場合
- ・5人以上の来店客について、全員①・②を実施してください。
- ・緊急事態宣言時にカラオケ設備を提供する場合(収容率50%以上)は、来店人数に関わらず、全員①・②を実施してください。

■ ワクチン接種歴等の確認について

利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認してください。(予防接種済証等を撮影した画像やコピー等でも可。)

■ PCR等検査の検査結果

県に登録した薬局、検査機関、医療機関等発行した結果通知書等を利用者から提示してもらい、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。

※検査結果の有効期限
PCR検査等：検体採取日より3日以内 抗原定性検査：検査日より1日以内

■ 「ワクチン・検査パッケージ」の適用を希望するものの、認定店又は確認店になっていない飲食店等については、以下の事務局までお問合せください。

- ・認定店：千葉県飲食店認定事務局 043-307-9003
- ・確認店：千葉県飲食店調査事務局 ①047-703-7127 (市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、八千代市、教王護国寺市、鎌倉谷市、浦安市、印西市、白井市) ②043-239-6236 (上記以外の市町村)

■ 「ワクチン・検査パッケージ」制度は、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に加え、感染拡大の傾向が見られる場合であって、都道府県知事の判断により5人以上の会食回遊を要請する場合にも適用されます。

■ 仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、国・県の判断で「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。

経営のヒント

「ビジネスと人権」の中小企業への影響とリスク

「ビジネスと人権」とは

近年では欧米を中心に世界規模で企業活動における人権の尊重が注目されており、米国ではカリフォルニア州でサプライチェーン透明法、英国では英現代奴隷法などの法規制がなされています。

日本ではまだ法規制はされていませんが、2020年10月に関係府省庁連絡会議において「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されています。この行動計画では、規模、業種等にかかわらず全ての企業が人権等を尊重する人権デュー・デリジェンスのプロセス（※）を導入することを目的としています（※企業活動における人権への負の影響を調査・評価し、それを防止、停止、軽減、対処、情報共有等をさせること）。

「ビジネスと人権」の範囲は幅広いいため、自社の労働者の賃金、労働時間等の管理だけにとどまりません。資本関係のある子会社、下請企業、納入業者、商品の運送業者、商品を宣伝する広告代理店

等も対象になりますし、サプライチェーン（原料生産・調達から製品・サービスが消費者の手に届き使用・廃棄されるまでの一連のプロセス）における各国の人権にもたらす影響にも視野を広げる必要があります。例えば国外における児童労働や強制労働などの、日本の労働基準法等に直接影響しない部分での人権問題です。

こういった人権問題では、日本では借金を背負って働く外国人技能実習生が指摘されがちです。この点に対して、Apple社では外国人契約従業員に対する斡旋手数料を容認しないポリシーを策定しており（Apple Human Rights 2021年進捗報告書PDF）、Apple社と取引がある企業が外国人技能実習生を雇用する場合は、外国人技能実習機構が実施する定期の検査以外に、Apple社独自の調査が入ります。そこで外国人技能実習生が海外の送り出し機関に支払った手数料があることがわかれば、その金額を企業に負担させる指導をApple社からしており、企業が指導に従わない場合は取引を中止されることもあります。このような

技能実習生に手数料を負担させない取り組みは、帝人フロンティア株式会社でも実施しています。その他でも、取引先を対象とした人権保護の視点での実態調査・監査を行う企業が増えています。つまり人権問題は今や大企業だけではなく、全ての企業にとって避けられない時期に来ているといえるでしょう。

積極的にSDGsに取り組み効果

ビジネスと人権に関連する国際的な取り組みとしては、SDGsを思い浮かべる方も多いでしょう。

SDGsは、2015年9月にニューヨーク国連本部において、国連加盟国193カ国で採択された2016年から2030年までの「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。世界の貧困をなくし、持続可能な社会の実現を目指した世界共通の17の目標（ゴール）と、それらを達成するために必要な169のターゲット（達成基準）から構成されています。SDGsが掲げる17の目標は、次のものです。

- ① 貧困をなくす
- ② 飢餓をゼロに
- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさを守ろう
- ⑯ 平和と公正をすべての人に
- ⑰ パートナリーシップで目標を達成しよう

⑧の「働きがいも経済成長も」は、長時間労働の制限や有給休暇の取得の促進等の働き方改革、⑤の「ジェンダー平等を実現しよう」は女性の活躍推進、企業の成長は⑨の「産業と技術革新の基盤をつくろう」、また⑰の「パートナーシップで目標を達成しよう」等、

企業活動の目標にできる部分が多
数あります。

SDGsの取り組みをしている
企業は、名刺やWebサイト・パ
ンフレットなどで、SDGsのロ
ゴを表示できます。SDGsへの
取り組みをアピールすることで、
新規取引先へのプレゼンをする際
に企業の社会貢献活動や理念を伝
えやすくなります。共通の意識と
分野を持った企業とビジネスパー
トナー探しにも役立つでしょう。
若い世代でSDGsに関心が高い
人も多いですから、優秀な人材獲
得への効果も期待できます。

このように考えると、SDGs
に取り組むメリットは、大企業よ
りもむしろ中小企業の方が大きい
といえるかもしれません。

パワーハラスメントの防止措置の 義務化

最後に、人権問題と関連が深い
パワーハラスメントについてお伝
えます。労働施策総合推進法等
の改正により、2020年6月1
日から職場におけるパワーハラ
スメント防止措置が事業主の義務と
なりました。中小企業に対しては、
2022年3月31日までは努力義

務でしたが、4月1日からは義務
化されます。

パワーハラスメントは、職場で
行われる、① 優越的な関係を背
景とした言動、② 業務上必要か
つ相当な範囲を超えたもの、③
労働者の就業環境が害されるも
の、の全てを満たす行為をいい、
代表的な行為の類型としては下記
のものが挙げられます。

- ア. 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- イ. 精神的な攻撃（脅迫・名誉
毀損・侮辱・ひどい暴言）
- ウ. 人間関係からの切り離し（隔
離・仲間外し・無視）
- エ. 過大な要求（業務上明らか
に不要なことや遂行不可可能
なことの強制、仕事の妨害）
- オ. 過小な要求（仕事の合理性な
く、能力や経験とかけ離れた
程度の低い仕事を命じる
ことや仕事を与えないこと）
- カ. 個の侵害（私的なことに過
度に立ち入ること）

暴力や暴言がパワーハラになるこ
とは言うまでもないですが、「ウ.
人間関係からの切り離し」では、
一人だけ別室に席を離される、職

場の全員が呼ばれている忘年会や
送別会に意図的に呼ばれていな
い、話しかけても無視される、す
ぐそばにいるのに連絡が他の人を
介して行われる、等もパワーハラと
みなされることがあります。

また「個の侵害」では、私的な
ことに関わる不適切な発言や私的
なことに立ち入る管理、例えば、
管理職の者が社員の私生活や休日
の予定を聞いてきたり、携帯電話
やロッカーなどの私物を覗き見た
りすることなどが、パワーハラ
スメントとみなされることがありま
す。勿論、業務上の必要で休暇の
予定を聞いたり、食事会・飲み会
等の企画のために希望の日程を聞
くことまで制限することは現実的
ではありませんが、人による線引
きの違いがトラブルに発展する可
能性もあるため、職場内での認識
をそろえておくことが望まれま
す。

厚生労働省のサイト「明るい職
場応援団」ではパワーハラスメン
トについてのわかりやすい動画、
対策マニュアルや社内アンケート
のフォーマットを公開していま
す。

なお、パワーハラスメントが発

生してしまったときの留意点とし
て適切な対応は勿論のこと、プラ
イバシーの配慮と相談者に対する
不利益取り扱いの禁止なども重要
です。関係者へヒアリングする際
に守秘義務を守ることは当然です
し、パワーハラスメントについて
の相談をしたことや雇用管理上の
措置に協力して事実を述べたこと
を理由とする従業員の解雇その他
不利益な取扱いは、法律上禁止さ
れます。

まとめ

人権リスクというと堅苦しい印
象を持たれる方も多いかもしれま
せんが、企業の前向きな取り組み
により、社内の環境が整備される
ため、優秀な人材の定着・確保に
つながります。その結果として企
業イメージの向上になり、地域社
会だけでなく国際社会での信頼獲
得、新たな事業機会の創出にもな
り得ます。是非身近な部分から積
極的に取り組んでいただければと
思います。

（特定社会保険労務士 永井知子）

テーマ

特徴ある活動

共同製材で省力化・効率化やコスト減、雇用創出を実現

もりのめぐみ協同組合

「対馬の林業を守る」という強固な信念により大規模投資を断行し生産効率アップやコスト削減を実現したことに加え、価格競争とは一線を画した高品質にこだわる戦略が奏功。

背景・目的

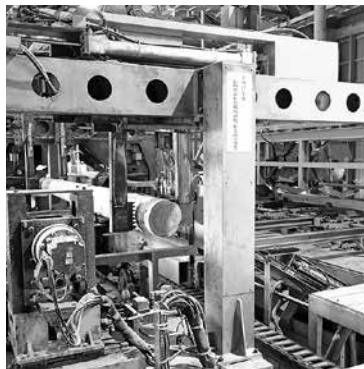
森林の面積が約89%を占める長崎県対馬市では、林業が長年基幹産業として住民生活を支えてきた。ところが、木材価格の低迷や就業者の高齢化などを背景に、林業を生業とする人が減少。このような厳しい業界の現状を打破しようと、地元の製材業者らが平成25年、共同製材工場の設置を目的とした協同組合を設立し「対馬最大規模」の工場を完成させた。

取組みの手法と内容

組合は、強いリーダーシップを有する地元の製材業者で、もりのめぐみ協同組合の代表理事も務める「(有)石井興産」代表が音頭を取る

形で平成25年8月に設立。山から木を伐り出す「素材生産業者」や運送業者ら5事業者が手を組んだ。設立から2年後には総事業費3.5億円を投じて共同製材工場を完成させ、最大歩留まりを自動解析できる製材機を導入したほか、加工機と搬送装置をオートメーション化することなどにより省力化・効率化の実現に成功。伐り出したスギやヒノキは、原木のまま出荷するのではなく角材や板に加工され、輸送コストを削減することも可能となった。さらに、地域経済活性化の観点では、工場新設に伴って新たな雇用も創出している。

工場新設に際しては、投資に必要な資金の調達が課題となったが、長崎県が国の補助金を活用して設けている基金をベースとする「平成25年度長崎県森林整備加速化・林業再生事業」を活用することで原資を確保した。



高性能設備が並ぶ共同製材工場

経営面では、新工場に導入した高性能設備の性能だけに頼るのではなく、価格競争とは一線を画し高品質にこだわる代表理事の戦略が「選ばれる製材所」として顧客の信頼を勝ち取っている。

成果とその要因

共同製材工場の生産量は、稼働初年度以降、毎年目標を5〜10%程度上回る実績を上げ続けており、2019年度ベースでみても当初計画を5%上回る1万6,500立方メートルを出荷。伐採期を迎えながらも放置される傾向



対馬で伐採された加工前の原木

にあった木の伐採・活用に寄与している。工場での雇用もおおむね10人近くを維持しており、今後、水産業と並び対馬地域を代表する基幹産業である林業の活性化に寄与していくことが期待される。

もりのめぐみ協同組合

住所：〒817-1321
長崎県対馬市美津島町
洲藻820番地7

設立：平成25年8月

出資金：1,000千円

URL：－

業種：一般製材業、素材販売業

組合員：5人

組合 Q & A

脱退組合員への賦課金請求について

【Q】脱退した組合員に対する賦課金の請求はどうするのか？

【A】（1）自由（任意）脱退の場合

組合員は90日前までに予告して、その事業年度末をもって脱退します。従ってその組合員はその事業年度末までの賦課金の納付義務があり、組合は請求する権利を有します。

（2）法定脱退の場合

組合員資格の喪失により直ちに脱退となるので、脱退確定時点で賦課金の納付義務は消滅します。

剰余金処分案作成上の留意点について

【Q】当組合は今期決算で利益計上が見込まれます。剰余金処分案の作成にあたっての留意点は？

【A】組合の剰余金処分案は協同組合法第58条及び59条に規定され、各組合の定款もこれらの規定を受けて具体的な定めをしています。

組合の剰余金処分案は（1）内部留保項目と（2）外部流出に大

別され、次のように整理することができます。

（1）内部留保（積立限度額は定款規定による）

- ① 利益準備金：協同組合法により当期末処分剰余金の10分の1以上
- ② 特別積立金：組合定款により当期末処分剰余金の10分の1以上
- ③ 教育情報費用繰越金：組合定款により当期末処分剰余金の20分の1以上
- ④ ○○事業積立金：総会決議による

（2）外部流出

- ① 事業利用分量配当金：総会決議による
 - ② 出資配当金：総会決議による。ただし出資額の1割を超えないこと
- ※繰越損失がある場合の右記配当金は、その損失額でん補の後、さらに右記（1）①②③を積み立てたあとの残額の範囲で行う。

組合の会計と税務①

【Q】法人税の申告の基本的な考え方は？

【A】組合の決算書で計算表示された当期純利益金額に法人税率をかけて法人税額が計算できれば作業

は簡単ですが、税務申告はそれほど単純作業ではありません。

それは企業会計は財務・収益実態の開示を重視して、各企業や組合の実情に即した合理性をよりどころに計算を行います。他方、税務計算では政策的配慮や課税の公平を重視して、諸計算を画一的に定めています。従って、決算書に表示された「当期純利益金額」を基に、法人税の様々な規定に従って加算減算を行い法人税の課税ベースたる「所得金額」を導き出すのが、申告計算の基本です。

組合の会計と税務②

【Q】会計上の「収益と費用」、税務上の「益金と損金」は相互にどのような関係を持つのですか？

【A】組合の会計では「収益－費用＝利益」と計算しますが、法人税の計算では「益金－損金＝所得」と計算します。

法人税の諸規定も公正妥当な企業会計の諸原則を尊重し踏襲する立場ですから、この「収益と益金」「費用と損金」「利益と所得」は、ほぼ同一概念だといえます。

しかし明らかな差異も存在し、それは次のように四分類されます。

① 益金算入

会計上は「収益」ではないが、税務上は「益金」とする。

② 益金不算入

会計上は「収益」だが、税務上は「益金」としない。

③ 損金算入

会計上は「費用」ではないが、税務上は「損金」とする。

④ 損金不算入

会計上は「費用」だが、税務上は「損金」としない。

地方税申告書について

【Q】組合が申告する地方税の計算の仕組みは？

【A】組合が法人税の申告と共にする地方税の申告は、県民税・事業税・地方法人特別税（県に申告）と市町村民税（市町村に申告）です。これらの税金の課税標準（税率を乗ずる対象となる金額）は次のとおりです。

- ① 県民税・市町村民税：法人税額
- ② 事業税：法人税申告書で計算された所得金額
- ③ 地方法人特別税：事業税額

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載

本会は、ものづくり・商業・サービス補助金の地域事務局として、補助事業者の「事業化」に向けた活動の支援やそのフォローアップ等に取り組んでいます。

このコーナーでは、ものづくり等の補助事業に取り組んだ事業者（過去に同補助金に採択された県内の中小企業等）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や補助金活用の成果状況等についてご紹介します。



事業類型	一般型	対象類型	ものづくり技術
------	-----	------	---------



株式会社尾崎製作所（富津市）

事業テーマ

ピニオン加工のリードタイム短縮を目指した電氣的同期加工の開発

本事業への取組の経緯・目的

当社は1916年の創業以来、「ダイヤルゲージ」を中心とした各種精密測定器の製造及び販売を手掛けております。「高精度と品質の良さ」が当社製品の誇りであり、ブランド名である「ピーコック」は、ダイヤルゲージの代名詞として通用するほど広くユーザーの皆様にご信頼いただいております。

当社の中心商品である「ダイヤルゲージ」は、ギアやピニオンといった精密部品を組み上げて製造しております。内部に搭載される部品はかなりの精度が求められています。

今般、中小企業の生産性向上が求められている中、当社は平成24年度ものづくり補助金にて、当社の生産性向上および高品質な部品製造のため、新たな部品の加工技術開発に取り組みました。

事業実施の成果

本試作事業は当社の基幹製品である「ダイヤルゲージ」に利用される部品である「ピニオン」の新しい加工手法の開発に取り組みました。カム式自動旋盤による「ブランク加工」と、機械同期式ホブ盤による「歯切り加工」を、シチズンマシナリー社製小型精密CNC自動旋盤「シンコム L12-VII型」を導入することにより、1台の機械での同期加工の実現を目指して実施されました。



自動旋盤の導入後、プログラム

の設定や工具の選定等を経て、加工寸法のチェックおよび補正を実施するなど、加工法の確認・調整を行いました。その結果、ピニオンの加工リードタイムを173秒から130秒に短縮化することに成功し、25%の製造効率向上が実現しました。

今後の展望

生産性の向上および歩留まりの向上により、ピニオンの安定的な生産体制が構築できました。今後については、海外市場の開拓に力を入れていきたいと考えています。

現在、日本国内における当社のダイヤルゲージシェアは33%程度であるのに対して、海外では6%程度と出遅れている状況です。海外市場に対して、競争優位性のある製品を投入することで、業績を拡大したいと考えています。

今後さらにお客様のご要望にお



応えできるよう、高品質と特色のある製品開発に力を注ぎ、世界のトップレベルの製品を目指していく所存です。

私たちピーコックはお客様との永いおつきあいを通じて進化しつづけます。

社長から一言

代表取締役 深堀 和夫



当社は「お客様に喜ばれる製品を提供し、ピーコックファンに「応えよう」を品質方針として品質の向上、生産性の向上を目標に掲げております。

その一環として、このたび重要精密部品としてのピニオンギヤを切削加工する国産のCNC自動旋盤専用機を、ものづくり補助金制度を活用して導入させて頂きました。

これまで使用していた海外製（スイス）専用機から国産のCNC自動旋盤（専用機）を導入することにより、初期投資も軽減でき、製造効率向上、操作性向上、メンテナンス性向上に大きな成果が得られました。

今後も、導入した機械を有効に活用し、お客様に喜ばれる製品を提供出来るように努力して参ります。

企業データ	
主な事業・業種	製造業 / 計測器具製造
得意分野	—
所在地	[本社] 〒174-0071 東京都板橋区常盤台 1-63-11 [事業実施場所] 〒293-0036 千葉県富津市千種新田 684
TEL	[本社] 03-3966-1101 [事業実施場所] 0439-65-1155
FAX	[本社] 03-3969-1276 [事業実施場所] 0439-65-3612
URL	http://www.peacockozaki.jp/
E-mail	kidokoro@peacockozaki.jp
設立	昭和14年1月
代表者	代表取締役 深堀 和夫
従業員数	86名
資本金	1億円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年12月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は9から7に減少。「減少した」業種は5から4に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から19に増加。「減少した」業種は12から4に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は9から10に増加。「悪化した」業種は8から7に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は10から11に増加。「減少した」業種は4から3に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から11に増加。「減少した」業種は11のまま変化なし。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は11から12に増加。「悪化した」業種は7から5に減少。

製造業

■しゅう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

景気の低迷が続いたが、10月以降ようやく売上が徐々に回復し始めた。

■酒類製造【県内全域】

(11月分の実績として) 前月比で増加、前年同月比7%の増加となった。前々年比でもマイナス2%と回復が見られた。

■繊維工業【県内全域】

12月に入り、少し受注増加。

■木材・木製品製造【県内全域】

業界全体では、前年に比べて好転した。

■製材【木更津】

米材はコンテナ(40フィート)が10本入荷したが、ロシア材は入荷なし。

■印刷【県内全域】

前年同月の12月より仕事は増えてきているが、材料関係が値上がりしたため、1月以降より倒産、廃業が出てくるかもしれない。

■鉄工【千葉】

受注環境は回復基調にあるが、一部の部品調達が長期間に亘り遅延し、生産活動に支障を来している企業が多数見受けられる。

機械部品製造

【野田】

対前年比の売上は先月に続きプラスだが、コロナの影響で材料、部品の調達が難しいものが出てきている。当分の間、仕入れ価格の高騰するものもありそう。

■機械部品製造

【流山】

石油関連製品の不足により各種部品や鋼材の値上げがありコストが増えて厳しい状況である。

■機械部品製造

【柏】

材料の高騰、サプライチェーンの断絶、気候変動等、想定外リスクの増大等による不安定要素への対応が必要。また、事業の持続的成長を進めていくことが急務。

■金属製品製造

【船橋】

人手不足で生産が追いつかない。また、材料の高騰に対しての転嫁状況が見えにくい。

■採石

【県内全域】

新海面処分場工事での石材搬入で、今月は前月比、前年同月比共に上回り、前年比では107%の状況である。

■土砂採取

【県内全域】

大手細骨材業者の出荷状況は減少傾向にある。また、燃料高騰やプラントの老朽化などで経営が逼迫するなか、安定した輸送力の確保

保と積載のコンプライアンスのため
値上げ要求が強まる。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

従来よりも低水準ではあるが、
底を打ち回復基調にある。

【医薬品卸売】 【県内全域】

実働日数は21日（前年同日数）
であり、患者が全体に増加傾向と
なっている。年末の医薬品備蓄も
あり、売上は増加している。

業界の動きとしては、3回目の
ワクチン接種に向けた体制整備を
行っている。季節性インフルエンザ
は昨年同様流行していない。

【リサイクル】 【県内全域】

燃料費の増加が足枷となってお
り、収益が改善されない。

【青果卸売】 【千葉市】

上旬は先月と同様に単価安が続
き低調に推移したが、下旬になり
相場が若干高めとなり、前月に比
べて売上高が上昇した。しかしな
がら、年々年末の特需がなくなっ
ている感がある。

【食肉卸売】 【成田市他】

12月は繁忙期で例年並みの取引
量であったが、豚肉相場上昇に伴
い売上高が増加。雇用人員増加に

伴う人件費増をカバーし、前月比
でも前年同月比でも増益。

【卸売】 【茂原】

コロナの影響による自粛生活が
続き、消費も低迷が続けている。

【小売】 【柏】

年末セール（キャンペーン）もあ
り、全体的に好調であった。

【電気機器小売】 【県内全域】

好転すると思われたが、コロナ
が再び暗雲を広げてきた。販売活
動が制限され小売店にとって辛い。
半導体が不足し、商品の供給が無
く、更なる売上の低下を招いている。

【青果小売】 【千葉市】

商品単価が上がらず、年末らし
さはなかった。数量はそこそこ動い
たが、売上を大きく伸ばす事は出
来なかった。2022年に期待した
い。

【中古車仕入・販売】 【県内全域】

売れる小売用中古自動車の仕入
に苦戦している。新車の納期が長
期化している事が主な要因。新車
ディーラーの生産回復を願うばか
りである。

業界の動きとして、中古市場は
記録的な高値がついている。
2021年度の1月から6月まで
の売上を7月以降に少しずつ取崩

している状況。なんとか持ちこた
えているが、このまま2022年の
3月～4月に入るといよいよ厳し
くなる。

【小売】 【東金】

コロナの影響が続いている。飲食
旅行は少しずつ動き始めた。昨対
では若干の上昇傾向だが資金繰り
に苦慮している組合員が多い。

【小売】 【佐倉】

少しずつ前年からの改善は見ら
れてきているが、厳しい状況は続い
ており、全体で前比91.7%。

【商店街】 【千葉市】

売上額は前年同月比で110%、
前月比で114%と増加し好転し
ている。飲食店は、特に年末年始
に盛況であった。

【建設揚重】 【県内全域】

燃料費、その他材料の高騰によ
り苦戦が続く状況。

【小売・サービス】 【野田市】

昨年コロナで開催できなかった
歳末イベントを開催。ポイント満
点カード抽選会も盛況。プレミア
ム付商品券販売も完売となった。

【一般廃棄物処理】 【千葉市】

繁忙期であってもコロナ前の状
況に戻るのには難しい。働き方改革
の関係もあり、仕事があったとし

ても無理をさせられないことも影
響しているようだ。

【土木建築サービス】 【県内全域】

「道路交通情勢調査業務」を組合
員が順調に受注出来たことで、今
年の決算見通しは立っているもの
の、その先の組合運営の安定化が
課題となっている。

【警備】 【県内全域】

コロナ不況からの好転により上
向きつつある。

【建設】 【県内全域】

組合員による12月中の県内建設
関連の公共工事の落札結果は、
315件、12,530百万円とな
り前年同月比5,849百万円の
増加となった。

【内装工事】 【県内全域】

年末にかけて仕事が集まった。

【貨物運送】 【野田市】

思ったより忙しくならなかった。

【輸出入】 【県内全域】

成田空港の旅客数は、前年比
131%で、先月よりやや改善し
ているが、依然厳しい状況が続い
ている。新型コロナウイルスの変異株オミクロ
ン株の影響による外国人客の入国
規制を受け、今後より一層厳し
くなるものと考えられる。

県内商工3団体

中小企業等への支援など

千葉県知事に要望

千葉県内の商工3団体（一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会及び本会）は12月24日（金）、千葉県庁を訪ねし、中小企業・小規模事業者への支援などを熊谷知事に要望した。

新型コロナウイルスの感染拡大による移動制限、営業自粛などにより、県内の中小企業・小規模事業者の経営は大打撃を受けている。国、県等により、感染防止対策、事業者支援などが行われているが、経営状況については回復・安定化するまでには至っておらず、今回の動きとなった。



▲（左から）千葉県商工会連合会 秦会長、（一社）千葉県商工会議所連合会 佐久間会長、熊谷千葉県知事、本会 平会長

【要望事項の具体的な内容】

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会・経済活動の両立、②中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える支援、③自然災害による被災者の復旧・復興と大規模災害への万全な対応、④成田国際空港の機能強化による県内経済の活性化、⑤東京湾アクアラインの料金引下げの継続、県内道路網の整備。

外国人技能実習制度適正化事業における適正化講習会を開催

本会は1月20日（木）、千葉市内において、令和3年度外国人技能実習制度適正化事業における適正化講習会を開催した。

本講習会は、外国人技能実習生共同受入事業を行う組合（監理団体）及び組合員（実習実施者）を対象とするもので、制度運用の適正化とそれに付随する課題解決のための情報提供を主眼に、平成27年度から継続して開催している。当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場とオンラインによるハイブリッド方式での開催となり、全体で3部構成による講義等を展開した。登壇者及びテーマは次のとおり。

①外国人技能実習制度の現状・動向と監理団体の適正運営について（外国人技能実習生機構 監理団体部部長 久富康生氏）▼②外

国人犯罪の防止について（千葉県警察本部 生活安全サイバー犯罪対策課）▼③監理団体における適正な運営と労務管理について（コスモポリタンインターナショナル HRソリューションズ 特定社会保険労務士 永井知子氏）



講義の一場面



会場の様子

商業4団体合同委員会及び県内商業4団体と県との意見情報交換会を開催

本会は1月24日（月）、「商業4団体合同委員会」及び「県内商業4団体と県との意見情報交換会」を開催した（人数制限した千葉市内の会場とオンライン参加のハイブリッド形式により開催）。

意見情報交換会に先立って行われた「合同委員会」では、商業4

団体（千葉県商店街連合会・伊勢田政員会長、千葉県商店街振興組合連合会・風澤俊一理事長、千葉県共同店舗協議会・中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会・土屋利夫会長）を対象に例年2月に実施される「商業4団体合同新春講演会」の開催日時や内容等に関する審議が行われた。

続く「県との意見情報交換会」では、県の商業施策に関する説明（県商工労働部経営支援課）の後、県内事業者の現状と今後についての意見情報交換が行われ、官民双方の立場や状況、今後の課題等について両者の認識を共有した。

組合決算講習会 開催

本会は1月25日（火）、令和3年度組合決算講習会を開催した。決算講習会は毎年この時期に行われ、今年も税理士の古知潔氏を講師に招へい。今回は対面とウェブ配信のハイブリッド開催となった。

講義では、組合特有の会計処理や財務諸表の作成方法、税制上の優遇措置、関係法規に基づく適正な決算処理など、組合役職員の実務に役立つポイントや留意点等がわかりやすく解説された。

中小企業事業主の皆さまへ

改正育児・介護休業法

厚生労働省・千葉労働局 からのお知らせ

対応はお済みですか？

■令和4年4月1日から義務化される事項

1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置） ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 ④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
具体的には？	①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ②「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。 ④「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

2 個別の周知・意向確認が必要です！

令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	（本人または配偶者の）妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④全てを行ってください。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） ② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など） ③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※ ¹
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

■就業規則の変更

- ・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。

就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

●育児休業

- (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

●介護休業

- (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
- (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

第2弾「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要です！

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業制度の変更（今回の改正で新たにできるようになることへの対応）

◎“男性の育児休業取得促進等”が4/1から段階的に施行されます。詳細は、厚生労働省のサイトをご確認ください。

はじめませんか、帳簿書類の電子化！

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

✓ 対象となる帳簿は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

（例）仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。
（例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。）
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✓ 対象となる書類は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

（例）損益計算書、貸借対照表 など

◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

（例）見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



国税庁

令和3年11月

✓ 電子保存を行うための要件は？

要 件 概 要		帳 簿		書 類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確認している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

✓ 必要な手続は？

◆ 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、届出書を提出する必要があります。

（※） 軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

◆ 要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付するとともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者に細やかに寄り添いながら、事業再構築・承継・再生・生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靱化)」にしっかりと取り組んでいく。

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 来年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域・業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

中小企業対策費	
令和3年度当初(令和2年度3次補正)	令和4年度当初(令和3年度補正)
1,117億円(2兆2,834億円)	1,118億円(3兆9,593億円)

2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令和2年度3次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たに「フリー」成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。
 - 事業再構築補助金(6,123.0億円)
 - ・コロナの影響を大きく受けながら新分野展開・業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。
 - 中小企業向け事業再編・再生支援事業(757.4億円)
 - ・事業再編・再生支援を促進する官民連携「カブ」の拡充等を実施。
- ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業(10.2億円(新規))
 - ・複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。
- 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業(157.7億円)
 - ・中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。
- 事業承継・引継ぎ支援事業(16.3億円)
 - ・事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。
- 土地(商業地等)に係る固定資産税の経済状況に応じた措置
 - ・課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を調子、税負担の増加を緩和。
- 法人版事業承継税制における特例承認計画の提出期限を1年延長
 - 等

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する「フリー・ゾーン」分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業「フリーゾーン」別投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性向上を図っていく。
 - 中小企業生産性革命推進事業(2,000.6億円)
 - ・設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。
 - デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業(12.4億円)
 - ・越境EC市場の獲得促進のため、中小企業の行う海外向け「ラフ・イヴ」・「DTC」等を支援。
- 成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サボイ事業)(104.9億円)
 - ・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IT等の先端技術を用いた革新的なサービス・技術開発等の取組を支援。
- 海外展開のための支援事業活用促進事業(JAPANフロンティア育成等支援事業等)(5.5億円)
 - ・海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出席等を支援。
- 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)
 - ・雇用者全体の給与や教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。
- 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長
 - ・販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。
 - 等

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ため、下請GMP倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よる支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。
 - 事業環境変化対応型支援事業(130.4億円)
 - ・課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げや「ホ」制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知や「ホ」化に支援・相談等を実施。
 - 取引適正化等推進事業(8.0億円)
 - ・中小企業向けに、取引価格交渉力に関与する「ホ」等を開催し、価格交渉力の強化を支援。
- 中小企業・小規模事業者「ホ」総合支援事業(40.0億円)
 - ・各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
- 中小企業支援拠点整備推進事業(53.3億円)
 - ・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。
- 中小企業取引対策事業(8.5億円)
 - ・下請GMP倍増などの体制強化等を含む「ホ」の下請法の厳正な執行、下請けのみぎによる相談対応等を実施。
- 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能的活性化事業(4.6億円)
 - ・地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業(8.4億円)
 - ・中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業(10.9億円)
 - ・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。
 - 等

5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- 既存予算で対応可能な「商店街事業(令和2年度第3次補正：30.0億円)」
- ・商店街等が行う需要喚起を目的とした「ホ」等を支援。
- 等

6. 災害からの復旧・復興

- 地方公共団体による地域企業再建支援事業 等 [合計：130.4億円]
- 地方公共団体による地域企業再建支援事業 等 [合計：130.4億円]